## 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告)の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和元年8月】

## 1. 検証対象

#### (1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)に対する調査により把握した、平成 29年4月1日から平成30年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例58例(65人)を対象とした。

		第15次報告		(参考)第14次報告						
区分	心中以外の 虐待死	心中による 虐待死 (未遂を含む)	計	心中以外の 虐待死	心中による 虐待死 (未遂を含む)	計				
例数	50(23)	8(0)	58(23)	49 (18)	18(2)	67(20)				
人数	52(23)	13(0)	65(23)	49 (18)	28(3)	77(21)				

<sup>※</sup>未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

#### (2) 重症事例(死亡に至らなかった事例)

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成29年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待 相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の 放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例7例(7人)を対象とした。

## 【参考】死亡事例数及び人数(第1次報告から第14次報告)

		第1 平成				第2次 成18			53次幸 成19年			4次報 比20年		第5 (平成	5次報 21年			5次報 222年		第 (平成	7次報 ₹23年			8次報 24年		第: (平成	9次報 325年			10次幸 戈26年		第1 (平成	1次報			12次章 戊28年			13次 成29 <sup>年</sup>				:報告 年8月)
		H15		.31		H16.1 H16.1 (1年)	2.31		[17.1. [17.12 (1年間	.31	Н	18.1.1 18.12. 1年間	31	H2	9.1.1 <sup>.</sup> 20.3.3 3か月	1	H:	0.4.1 21.3.3 1年間	31	Н	21.4.1 22.3.3 1年間	31	Н	22.4.1 23.3.3 1年間	31	H:	3.4.1 24.3.3 1年間	31	Н	24.4.1 25.3. 1年間	31	Н	25.4.1 26.3.3 1年間	31		26.4. [27.3. (1年間	.31		[27.4. [28.3] (1年[	.31		H28.4 H29.3 (1年	
	心以	中(外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	#L	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中 以外	心中	æ1.	心中 以外	2. #1		心中以外			心中 以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中 以外	心中	計計
例参	女 2	4	_	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67
人参	女 2	5	_	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77

## 2. 死亡事例(58例・65人)の分析

## (1)心中以外の虐待死(50例・52人)各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○ 死亡した子どもの年齢 「0歳」・・・28例・28人(53.8%)

(0歳のうち月齢0か月児が14例・14人(50.0%))

○ 主な虐待の類型 「身体的虐待」・・・20例・22人(42.3%) 「ネグレクト」・・・20例・20人(38.5%)

(「不明」…10例・10人(19.2%))

○ 直接の死因 「頭部外傷」・・・11例・11人(30.6%※) ○ 主たる加害者

「実母」・・・22例・25人(48.1%)

「実父」…12例・14人(26.9%) 「保護を怠ったことによる死亡」・・・9例・9人(17.3%) ○ 加害の動機(複数回答)

「泣きやまないことにいらだったため」…6例・6人(11.5%)

○ 実母が抱える問題(複数回答) 「遺棄」・・・19例・19人(36.5%)

「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…16例・16人(30.8%)

「妊婦健診未受診」…16例・16人(30.8%)

「自宅分娩(助産師などの立ち会いなし)」…16例・16人(30.8%)

「3~4か月児健診」の未受診者・・・5例・5人(25.0%※) ○ 乳幼児健康診査の受診状況

「1歳6か月児健診」の未受診者…1例・1人(14.3%※) 「3歳児健診」の未受診者…1例・1人(20.0%※)

○ 養育者 (実母) の心理的・精神的問題等 「養育能力の低さ」・・・13例・13人(26.0%)

「育児不安」…8例・8人(16.0%)

(養育能力の低さとは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり(授乳や食事、 保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等)が 適切にできない場合としている。)

○ 関係機関の関与 児童相談所の関与ありが8例(16.0%)、市区町村(虐待対応担当部署)の関与ありが9例(18.0%)で

あった。 (重複あり)

児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方の関与ありが6例(12.0%)であった。

何らかの機関(児童相談所、市区町村、保健センター等)が関与していた事例は29例(58.0%)であった。 0か月児事例14例については関係機関の関与無しが12例(85.7%)、関与ありが2例(14.3%)であった。

要保護児童対策地域協議会 対象とされていた事例は9例(18.0%)であった。

<sup>※( )</sup>内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断 された事例数

## (2)心中による虐待死(8例・13人)各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

○ 死亡した子どもの年齢 「0歳」「4歳」「7歳」・・・各2例・2人(15.4%)「3歳」・・・1例・2人(15.4%)

(0歳は月齢7か月児が1例・1人、月齢8か月児が1例・1人)

「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」・・・1例・5人(41.7%※) ○ 直接の死因

「頸部絞扼による窒息」・・・2例・2人(16.7%※)

「実母」・・・5例・6人(46.2%) ○ 主たる加害者

「実父」・・・3例・6人(46.2%)

「経済的困窮(多額の借金など)」・・・3例・8人(61.5%) ○ 加害の動機(複数回答)

「夫婦間のトラブルなどの家庭の不和」・・・2例・7人(53.8%)

児童相談所の関与した事例はなく、市区町村(虐待対応担当部署)の関与ありが1例(12.5%) であった。

対象とされていた事例は1例(12.5%)であった。

## 3. 重症事例(7例・7人)の分析

「0歳」・・・3例・3人(月齢8か月児が2例・2人、月齢1か月児が1例・1人) ○ 重症となった子どもの年齢

「身体的虐待」・・・6例・6人 虐待の類型 ○ 直接の受傷要因 「頭部外傷」・・・5例・5人 ○ 主たる加害者 「実父」・・・3例・3人

「実母と実父」…2例・2人

関係機関の関与  $\bigcirc$ (重症の受傷以前) 児童相談所の関与ありが3例、市区町村(虐待対応担当部署)の関与ありが4例であった。

要保護児童対策地域協議会  $\bigcirc$ 対象とされていた事例は2例・2人(要支援児童)であった。

#### ○ 重症となった受傷後の対応状況

○ 関係機関の関与

○ 要保護児童対策地域協議会

・重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は7例・7人全てであった。

- ・このうち、入院の対応をした診療科は「小児科」が3例・3人と最も多く、次いで「PICU(小児集中治療室)」「外科」「小児神経科」 「整形外科」がそれぞれ1例・1人であった。
- ・医療機関に一時保護委託をした事例は3例・3人であった。
- ・受傷後に要保護児童対策地域協議会の対象とされた事例は4例・4人であった。
- ・平成29年9月1日時点で加害者と同居していない事例は5例・5人であった。このうち、援助方針として「家族再統合」「分離」がそれぞれ 2例・2人であった。
- ・検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例、第三者による検証を実施した事例は、それぞれ3例・3人であった。

※ この割合は「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

## 4. 個別ヒアリング調査結果の分析

○ 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例(4例)について、都道府県・市区町村及び関係機関等 を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

【事例1】施設入所歴がある長男が、転居後に実母から頭部に衝撃を与える暴行を受け死亡した事例

【事例2】10代の実父母が予期しない妊娠の後に出産、遺棄し死亡させた事例

【事例3】要保護児童対策地域協議会の対象となっていた長女を、実父母が自宅に放置し死亡させた事例 【事例4】転居にあたり市区町村間で情報共有されていた実母が、次男に揺さぶり行為を行い死亡させた事例

#### (2) 各事例が抱える問題点とその対応策のまとめ

#### ①転居や里帰り等により居所が一定しない事案に対する支援(事例1、3)

- ○広域的に複数の機関が連携した見守り体制を構築する
- ○継続ケースについては、定期的なアセスメントを実施し情報を適切に 把握する等、確実なケースの進行管理を行う
- ○転入時の子育て世代に対する支援体制の整備を検討する
- ○安否確認ができないこと自体をリスクが高いものとして認識する

## ③特定妊婦に対する対応(事例1~4)

- ○自ら支援を求めない人へのアウトリーチを検討する
- ○若年層の予期しない妊娠や妊娠前からの性に関する相談について、S NS等を活用した相談体制を整備する
- ○特定妊婦として関わった情報や支援内容を、その後の子どもの支援に も活かす等、長期的な視野をもった支援を実施する
- ○特定妊婦の危険度を明確にするアセスメントツールの統一と、要保護 児童対策地域協議会と連携するシステムの構築を検討する
- ○妊婦健診の未受診などリスクが高まる情報を共有する体制を検討する

#### ⑤施設退所時の支援(事例1)

- ○既存の援助マニュアル等を徹底する
- ○職員に対する十分な研修やスーパーバイズを行う体制を整備する
- ○要保護児童対策地域協議会の活用等、関係機関と連携した支援を実施
- ○継続支援中の状況にとらわれず、新たな虐待通告や家族構成の変化等 があった場合は、状況が変化しているという観点をもって対応する

#### ②家族全体を含めたアセスメント(事例2~4)

- ○虐待への対応は家族全体の構造的問題への注意が必要があることを認 識し家族全体のアセスメントを行うとともに、状況の変化をふまえた 支援を行う
- ○保護者の訴えのみに対応するのではなく、家族全体の状況をアセスメ ントしそれに対応した支援ができるよう働きかける
- ○家族に対する支援は、複数の関係機関と情報共有や意見交換を行いな がら包括的に行う
- ○DVと虐待の密接な関係を意識した対応を行う
- ○DV等の専門家から助言を受ける体制の整備を検討する

#### ④虐待を発見する視点(事例1、2、4)

- ○児童虐待防止法において、虐待の早期発見が期待されている機関に対 して、虐待対応の基礎知識や責務について周知・啓発を徹底する
- ○育児不安や育児疲労等によって生じる、保護者の子どもに対する衝動 的な感情・行動をコントロールする方法について周知する
- ○学校においては、被虐待児への対応とともに、若年妊娠の可能性につ いて認識をもち、組織的な対応の在り方等を検討する

#### ⑥支援者側の体制の充実(事例3)

- ○支援困難事例に対してチームでかかわる体制を整備する
- ○引継ぎルールの明確化、市区町村も含め適切な支援を行うことができ る体制を検討する

### 5.【特集】転居

最近の事例において、転居に伴う課題を指摘されている事例があることを受け、分析が可能であった第5~14次報告までの虐待死事例の中で、心中以外の虐待死事例のうち0か月児を除く事例381人について、転居経験の有無を確認した。 その結果「転居経験あり」150人(39.4%)、「転居経験なし」155人(40.7%)、「転居経験不明」76人(19.9%)であった。 本特集では「転居経験あり」の事例について、その傾向を検証した。

#### (1) 結果(各項目において人数割合が多かったものを主に掲載)

項目	<b>転居経験あり</b> (150人を全体とした構成割合を記載)	<b>転居経験なし</b> (155人を全体とした構成割合を記載)
①死亡した子どもの 死亡時の年齢	<u>「1歳」34人(22.7%)</u> 、「0歳」「3歳」22人(14.7%)、 「2歳」19人(12.7%)	「0歳」97人(62.6%)、「1歳」14人(9.0%)、 「2歳」12人(7.7%)
②主たる虐待者 (虐待を行った者) <sub>複数回答</sub>	「実母」92人(51.4%)、「実父」34人(19.0%)、 「母の交際相手」29人(16.2%)、「養父」9人(5.0%)	「実母」106人(62.4%)「実父」50人(29.4%)、 「母の交際相手」6人(3.5%)、「母方祖母」2人(1.2%)
③同居していた家族	「実父母」63人(42.0%)、「ひとり親(離婚)」25人 (16.7%)、「内縁関係」24人(16.0%)、「再婚」16人 (10.7%)	「実父母」120人(77.4%)「ひとり親(離婚)」10人 (6.5%)、「ひとり親(未婚)」9人(5.8%)
④地域社会との接触	_「ほとんど無い」58人(38.7%)、「乏しい」36人(24.0%)	「ふつう」45人(29.0%)、「乏しい」36人(23.2%)
⑤親族との接触	「ふつう」41人(27.3%)、 <u>「乏しい」32人(21.3%)</u> 、 「ほとんど無い」23人(15.3%)	「ふつう」70人(45.2%)、「乏しい」27人(17.4%)、 「活発」18人(11.6%)
⑥実母の年齢(子ども死亡時)	「20~24歳」53人(35.3%)、「25~29歳」36人(24.0%)	「25~29歳」38人(24.5%)、「35~39歳」35人(22.6%)
⑦実母の10代での 妊娠・出産の経験	<u>「経験あり」62人(41.3%)</u> 、「経験なし」55人(36.7%)	「経験なし」92人(59.4%)、「経験あり」36人(23.2%)
⑧子どもの養育機関・ 教育機関の所属	「所属なし」87人(58.0%)、「所属あり」43人(28.7%)	「所属なし」101人(65.2%)、「所属あり」32人(20.6%)
⑨子どもの施設入所等の 経験	「経験なし」115人(76.7%)、 <u>「経験あり」29人(19.3%</u> )	「経験なし」135人(87.1%)、「経験あり」15人(9.7%)
⑩児童相談所の関与	「関与なし」54人(36.0%)、「関与あり」39人(26.0%)	「関与なし」69人(44.5%)、「関与あり」21人(13.5%)
⑪市区町村の関与	「関与なし」51人(34.0%)、「関与あり」39人(26.0%)	「関与なし」62人(40.0%)、「関与あり」27人(17.4%)
②確認された虐待の期間	「~1か月以内」49人(32.7%)、「1か月~6か月以内」38 人(25.3%)、「6か月以上」 33人(22.0%)	「~1か月以内」84人(54.2%)、「1か月~6か月以内」21人(13.5%)、「6か月以上」 12人(7.7%)
③加害の動機	「しつけのつもり」42人(28.0%)、「保護を怠ったことによる死亡」24人(16.0%)	「泣き止まないことに苛立つ」32人(20.6%)、「保護を怠った ことによる死亡」19人(12.3%)

#### (2)考察(転居経験ありに関するもの)

- ○「転居あり」の傾向をみると、子どもの死亡時の年齢は「1歳」が最も多く、同居家族は「実父母」に次いで「ひとり親(離婚)」「内縁関係」「再婚」が多く、主たる虐待者について「実母」「実父」に次いで「母の交際相手」が多い。また、10代で妊娠・出産を経験している実母も多く、地域社会との接触は「ほとんど無い」又は「乏しい」、親族との接触についても「乏しい」ことが多い。
- ○このことから、転居により今までの社会的支援が途切れた中で、新しい家族関係を構築する等、家族に大きなストレスがかかっている状況であること、社会的な支援の希薄さや、社会的な孤立が深まっていることが想像できる。
- ○転居によりこれまで築いてきた支援が途切れるなど、転居そのものがリスクを高める要因となりうる。
- ○転出・転入の自治体間での情報共有はもちろんのこと、市区町村の母子保健担当窓口等では虐待予防の視点を持ち、子育て世代の転入者に対し、確実に相談先や支援策を周知徹底する等、細やかな支援が必要である。
- ○施設入所等の経験や児童相談所等が関与している事例が多いこと等から、これらの事例は関与を避けるために転居をしている可能性も考えられる。特に、施設入所後、措置解除後は、関係機関で確実に情報を共有し、支援体制を整えておく必要があるとともに、児童相談所等は、転居等の情報を迅速に把握できる進行管理の仕組みづくりが必要である。
- ○転居した事例に対応する場合には、令和元年の児童福祉法等改正法の趣旨も踏まえ、若年妊娠、地域とのかかわりが途切れていること、 家族構成の変化など、リスクを高める要因に留意してアプローチするとともに、転出先・転入先において、転居前の状況や転居に伴う状 況の変化などが端的に分かる確実な引継ぎ、要保護児童対策地域協議会等を活用したきめ細やかな情報共有、役割分担、関係機関による 見守り・支援体制の整備を行い、切れ目のない支援を行うことが望まれる。

#### 1 虐待の発生予防及び早期発見

- ① 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化
  - 「女性健康支援センター」における専任相談員の配置促進、 「子育て世代包括支援センター」の設置促進
  - ・支援が必要な妊婦とする判断基準等の検討や妊婦健診未受診者 の対応の徹底
  - ・妊娠に関する相談や子育て相談など、予期しない妊娠をした者 も含め相談しやすいよう、SNS等を活用した相談体制の整備 の検討
- ② 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整
  - ・未受診等の子どもの状況把握と、里帰り先なども含めた現に居 住している場所での支援調整
- ③ 居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制 の整備
  - ・要保護児童対策地域協議会等を活用した子どもの安全確認
- ④ 精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育 者への対応
  - ・医療機関との連携及び育児支援
- ⑤ 虐待の予防に視点をおいた保護者及び関係機関への知識の啓発
  - ・体罰を含む危険な行為についての保護者への周知
  - ・関係機関への知識や責務についての周知

## 2 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援

- ① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化
  - ・要保護児童対策地域協議会等により共有した情報の適切な活用
- ② 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切 なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施
  - ・一時保護実施時・施設入所中から要保護児童対策地域協議会と 児童相談所で情報共有することを含め、一時保護解除後・施設 退所後・里親委託後に適切な支援を継続して実施
  - ・保護者が家庭引取時の条件を履行しない場合等の措置の検討と 毅然とした対応

#### 3 転居情報を把握できる仕組みづくりと地方公共団体での確実な継続 支援の実施

1 転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組み づくりの検討

#### 4 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価

- ① 多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有
  - ・複数機関の視点をもって意見交換・協議を行い認識を共有
  - ・子どもの意見の適切な聴取と意見を尊重した対応
  - ・子どもの訴えと保護者の訴えが異なる場合や関係機関間のリスク の認識のずれや違和感を放置せずリスクを再評価し対応
- ② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

#### 5 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上

- ① 専門職の配置も含めた体制の充実と強化
- ② 適切な対応につなげるための相談技術の向上
  - ・対応すべき基本的な事項について点検を実施
  - ・各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

#### 6 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

- ① 検証の積極的な実施
  - ・転居を繰り返す事例に対する複数の自治体による検証の実施
- ② 検証結果の虐待対応への活用
  - ・研修等での活用により、検証結果からの学びを引き継ぐ

## 国への提言

#### 1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

- ① 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備
  - ・ 特定妊婦等の確実な把握のための好事例等の情報発信や、標準的な特定妊婦の基準や支援プログラムの作成
  - ・ 里帰り先などを含め母子が現に居住している場所での母子保健サービス等の育児支援が受けられるよう周知徹底
- ② 精神疾患のある養育者等への相談・支援体制の強化
  - ・ 適切な支援に向けた保健・医療・福祉の連携強化の周知
- ③ 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発
  - ・ 子どもへの体罰禁止の周知徹底と体罰によらない子育ての推進

#### 2 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化に関わる体制整備

- ・ 役割の明確化による相互理解と連携の促進
- ・ 協同面接等の情報を有効活用することの周知

#### 3 児童相談所及び市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・ 医師、保健師や弁護士等の配置の促進
- ・ ソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

#### 4 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備

・ 要保護児童対策地域協議会の強化に向けた支援

#### 5 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備

- ・ 入所中からの措置解除後を見越した継続支援の促進
- ・ 家庭裁判所の勧告制度の活用についての周知徹底

#### 6 地域をまたがる(転居)事例の関係機関の連携・協働及び検証

・ 緊急度の高い事例の引継ぎ方法等の周知徹底

#### 7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

・ 研修等での検証結果活用のための周知

#### 8 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

・ 子ども自身等から意見を聴き審議できる仕組みの活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

## 第1次から第15次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

#### 養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康 手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している (途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未 受診である又は予防接種が未接種である (途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、 マタニティブルーズ等)がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを 抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年 (10代)妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら 相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が 虐待を否定
- 訪問等をしても子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

## 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している (家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い)
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

## 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

### 援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた 情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)に おける検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が 希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけて いなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第15次報告より追加した留意すべきポイント

## 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要

(平成28年5月27日成立・6月3日公布)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

## 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

## 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、 弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

## 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

#### (検討規定等)

- ○施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- ○施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- ○施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

#### 施行期E

平成29年4月1日(1、2(3)については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成28年10月1日)

## 児童虐待防止対策に関する法改正の経緯(詳細)<sub>※改正内容の抜粋</sub>

平成 ◇児童虐待の防止等に関する法律の制定 12

(児童虐待防止法制定) 平成12年11月20日 施行

- ・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
- ◇住民の通告義務
- ◇立入調査
- ◇児童虐待の早期発見
- ◇警察官の援助について明記

16

◇児童虐待防止法の改正

平成16年10月1日 施行

〇児童福祉法の改正

平成17年 1月1日 施行(※●印を除く)

- ◇児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置することをネグレク トと定義。児童がDVを目撃することを心理的虐待と定義)
- ◇通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ◇面会又は通信の制限
- 〇市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加)
- ●要保護児童対策地域協議会の法定化〔H17年4月施行〕
- ○司法関与の強化
  - ・家庭裁判所の承認を経て行う強制入所措置の有期限化 (入所措置の期間は2年間。家裁の承認を経て更新可能)
  - 保護者指導の勧告

19

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正

平成20年4月1日 施行

- ◇児童の安全確認義務
- ・児童の安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化
- ◇出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化
- ・解錠を伴う立入調査を可能とする新制度の創設(臨検・捜索)
- ◇保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ◇保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
- 〇要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

平成 20

〇児童福祉法の改正

平成21年4月1日 施行(※●印を除く)

- ○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援 事業の法定化及び努力義務化
- 〇要保護児童対策地域協議会の機能強化
  - ・協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大
- ●里親制度の改正等家庭的養護の拡充[H21年1月施行]
- 〇被措置児童等に対する虐待の対応の明確化

平成 □民法の改正・○児童福祉法の改正

平成24年4月1日 施行(一部を除く)

- 口親権の停止制度の新設
- □○親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
- ○施設長等の権限と親権との関係の明確化
- □法人又は複数の未成年後見人の許容
- ○里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の 児童 相談所長の親権代行について規定

28

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正

平成29年4月1日 施行(一部を除く)

- ○◇児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化 〇市町村・児童相談所の体制強化
- ・子育て世代包括支援センターの法定化(母子保健法の改正)
- ・市町村における支援拠点の整備(努力義務)
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化(専門職の配置等)
- ・児童相談所設置自治体の拡大(特別区を追加)
- ・児童相談所への①児童心理司②医師又は保健師③指導・教育担当 児童福祉司の配置、弁護士の配置又はこれに準ずる措置
- 〇都道府県(児童相談所)の業務として、里親支援、養子縁組に関する 相談・支援を位置づけ
- ○◇満二十歳未満の者への措置等の対象拡大

平成 29

○児童福祉法の改正・◇児童虐待防止法の改正

平成30年4月2日 施行

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等

## 「新しい社会的養育ビジョン」の概要

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

## 新しい社会的養育ビジョンの意義

- 平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育 までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子 縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)や里親による養育を推進することを明確にした。
- この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」を示す。
- 改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めることが必要。

## 2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

- 地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、 ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するため、身近な市区町村におけるソー シャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る。 (例:自立支援や妊産婦への施策(産前産後母子ホーム等)の充実等)
- 虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区 町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設な どのメニューも充実させて<u>分離しないケアの充実を図る</u>。他方、親子分離が必要な場合の代替養育に ついて、 ケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。
- 代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個 <u>別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供</u>し、短期の入所を原則とする。
- 里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務(フォスタ <u>リング業務)</u>を強化するとともに、<u>民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設</u>を行う。
- 代替養育に関し、家庭復帰やそれが不適当な場合には養子縁組を選択するなど、永続的解決を目指したソー <u>シャルワークが児童相談所で行われるよう徹底</u>する。

## 3. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程

- ・ 平成28年改正児童福祉法の原則を実現するため、次に掲げる事項について、目標年限を目指し計画的に進める。
- ・ これらの改革は子どもの権利保障のために<u>最大限のスピードをもって実現する必要</u>がある。その改革の工程 において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

## (1) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と、人材の専門性の向上により、<u>子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制を概ね5年以内に確保</u>する。
- ・ 子どもへの直接的支援事業(派遣型)や親子入所支援の創設などの支援メニューの充実を図る。
- ・ 児童相談所の指導委託措置として行われる在宅措置、通所措置が適切に行える手法を明確にして、<u>支援内容</u>に応じた公的な費用負担を行う制度をできるだけ早く構築する。

## (2) 児童相談所・一時保護改革

- ・ 児童相談所職員への各種研修の実施と効果検証、中核市・特別区による児童相談所設置への計画的支援を行う。
- ・ 通告窓口一元化、調査・保護・措置に係る業務と支援マネージメント業務の機能分離を計画的に進める。
- ・ 一時保護の機能を2類型に分割(緊急一時保護とアセスメントー時保護)し、<u>閉鎖空間での緊急一時保護は</u> <u>数日以内とする</u>。
- ・ 一時保護時の養育体制を強化し、概ね5年以内に子どもの権利が保障された一時保護を実現する。
- · パーマネンシー保障のための<u>ソーシャルワークを行える十分な人材確保を5年以内に実現</u>する。

## (3) 里親への包括的支援体制(フォスタリング機関)の抜本的強化と里親制度改革

- ・ リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大 のスピードで実現し、<u>平成32年度にはすべての都道府県で行う体制</u>とし、里親支援を抜本的に強化する。
- · <u>平成29年度中に国でプロジェクトチーム</u>を発足しガイドライン作成や自治体への支援を開始する。
- ・ ファミリーホームを家庭養育に限定するため、早急に事業者を里親登録者に限定し、一時保護里親、専従里 親などの新しい里親類型を平成33年度を目途に創設する。併せて「里親」の名称変更も行う。

## (4) 永続的解決(パーマネンシー保障) としての特別養子縁組の推進

- ・ 永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべき。
- · 特別養子縁組に関する法制度改革(年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与、 実親の同意撤回の制限)を速やかに進め、<u>新たな制度の下で、児童相談所と民間機関が連携した強固な養親・</u> 養子支援体制を構築し、養親希望者を増加させる。
- · 概ね5年以内に、現状の約2倍の年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

## (5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

- ・特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、<u>原則として施設への新規措置入所を停止</u>。このため、 遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ <u>愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上</u>を実現し、<u>学童期以降は概ね10年以内</u>を目途に<u>里親委託率50%以上</u>を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・ ケアニーズが非常に高く、<u>施設等における十分なケアが不可欠な場合</u>は、小規模・地域分散化された養育環境を整え、施設等における滞在期間について、<u>原則として乳幼児は数か月以内</u>、<u>学童期以降は1年以内</u>とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。
- ・ 代替養育を受ける子どもにとって自らの将来見通しが持て、代替養育変更の意思決定プロセスが理解できるよう、<u>年齢に応じた適切な説明、子どもの意向が尊重</u>される必要がある。
- ・ これまで乳児院が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力を基盤として、さらに専門性を高め、親子関係に関するアセスメント、障害等の特別なケアを必要とする子どものケア、親子関係改善への通所指導、母子の入所を含む支援、親子関係再構築支援、里親・養親支援などの重要な役割を地域で担う新たな存在として、乳児院は多機能化・機能転換する。「乳児院」という名称をその機能にあったものに変更する。

### (6)子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革

- ・ 個別的ケアが提供できるよう、ケアニーズに応じた措置費・委託費の加算制度をできるだけ早く創設する。
- ・ 全ての施設は<u>原則として概ね10年以内</u>を目途に、<u>小規模化(最大6人)・地域分散化、常時2人以上の職員</u> <u>配置を実現</u>し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は更 に小規模(最大4人)となる職員配置を行う。

・ 豊富な体験による子どもの養育の専門性を基に、<u>地域支援事業やフォスタリング機関事業等を行う多様化</u>を、乳児院から始め、児童養護施設・児童心理治療施設、児童自立支援施設でも行う。

## (7) 自立支援(リービングケア、アフターケア)

- ・ 平成30年度までに<u>ケア・リーバー(社会的養護経験者)の実態把握</u>を行うとともに、<u>自立支援ガイドラインを作成</u>し、<u>包括的な制度的枠組み</u>(例:自治体による自立支援計画の策定など)を構築する。
- ・ 代替養育の場における自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援を推進する。
- · 自立支援方策を具体化するための検討の場を設ける。

## (8) 担う人材の専門性の向上など

- ・ 児童福祉司等の研修や、要保護児童対策地域協議会の専門職研修等の実施状況確認とその効果判定を行い、国による研修の質の向上を図る。
- ・ 子どもの権利擁護のために、早急に<u>児童福祉審議会による権利擁護の在り方を示し、3年を目途にその体</u>制を全国的に整備する。
- ・ 平成30年度に一時保護の専門家による評価チームの構成から始め、<u>概ね5年以内には社会的養護に係わる</u> 全ての機関の評価を行う専門的評価機構を創設するとともに、アドボケイト制度の構築を行う。
- · 虐待関連統計の整備を概ね5年以内に行い、情報共有のためのデータベース構築も概ね5年以内に行う。
- · Child Death Reviewの制度を概ね5年以内に確立する。

## (9) 都道府県計画の見直し、国による支援

・ 従来の「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)に基づいて策定された<u>都道府県等の計画については、この「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成30年度末までに見直し</u>、家庭養育の実現と永続的解決(パーマネンシー保障)、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを盛り込む。これらを実現するため、国は必要な予算確保に向けて最大限努力し、実現を図る。

## 中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

#### 現状

・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

## 対応方針

## 財政面における支援

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、2019(平成31)年度予算において、以下の費用への補助を行う。

## ◆人材確保·育成支援

- ①市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置《平成31年度予算拡充》
- ②都道府県等職員(SV等)を市区へ派遣した場合の代替職員(都道府県等)の配置(都道府県等に対する補助)
- ③児童相談所設置準備に係る補助職員の配置

## ◆施設整備への支援

- ①児童相談所整備に係る、一般財源化前の国庫補助金相当額(総事業費の1/2)が地方債の対象となり、その元利償還金について、地方交付 税措置
- ②一時保護所の創設 (定員1人当た)540万円 (国:1/2、設置者:1/2)、定員20人の場合1億800万円)
- ③一時保護所の個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について②に加算《平成31年度予算拡充》

(定員1人当たり180万円加算(国:1/2、設置者:1/2)、定員20人の場合3,600万円加算)

## 制度・運用面における支援

## ◆ 人材確保·育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加
- ③児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成

#### ◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の標準的な手続きの提示

## 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

改正の趣旨 (令和元年6月19日成立)

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

#### 改正の概要

- 1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】
  - ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
  - ② 都道府県(児童相談所)の業務として、児童の安全確保を明文化する。
  - ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。
- 2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等
- (1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】
- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、 弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を 行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。
- (2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】
- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。 その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・ 育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 関係機関間の連携強化
  - 【①は児童福祉法、②~④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】
- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び 医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等を移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに 情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための 措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、 児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。
- 3. 検討規定その他所要の規定の整備
  - ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
  - ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、 速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
  - ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
  - ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
  - ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を 支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、 必要な措置を講ずるものとする。
  - ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、 必要な措置を講ずるものとする。
  - ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
  - ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における 更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
  - ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

#### 施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

## 一時保護ガイドライン(概要)

## I ガイドラインの目的

- 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を 把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるもの。
- しかしながら、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。
- 平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月2日)においても、一時保護の見直しの必要性が提示された。
- 子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。このため、本ガイドラインは、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示す。

#### Ⅱ 一時保護の目的と性格

#### 1 一時保護の目的

児童福祉法に基づく一時保護の目的(子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため)及び一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることを記載。

## 2 一時保護の在り方

- 一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。
- 一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。
- 一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために 行う「アセスメント保護」がある。このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短期入所指導がある。
- 一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

#### ① 緊急保護

虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等、子どもの安全を確保するために行う。 子どもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。

② アセスメント保護

子どもの適切・具体的な援助指針を定めるため、一時保護による十分な行動観察等を含む総合的なアセスメントが必要な場合に行う。アセスメントは、子どもの状況等に適した環境で行う。

#### 3 子どもの権利擁護

○ 一時保護中の子どもの意見表明や相談体制、不服申立て等の権利擁護のための仕組みに関すること、外出・通信・ 面会・行動等を制限する場合の留意事項、被措置児童等虐待の防止等について記載。

#### 4 一時保護の環境及び体制整備等

○ 必要な一時保護に対応できる定員を設定し、地域の実情に合わせて、委託一時保護の活用等も含め、一人一人の子どもの状況に応じた対応ができるよう、一時保護の環境整備や体制整備を図る。この際、里親家庭、一時保護専用施設などで、可能な場合には、子どもの外出や通学ができるような配慮を行えるようにする。

## 5 一時保護の手続

- 一時保護の開始、継続(※)、解除の手続及び留意事項等について記載。
  - ※ 平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号)による家庭裁判所に対する引き続いての 一時保護の承認の申立てを含む。

## Ⅲ 一時保護所の運営

一時保護所の環境、入所手続、子どもの観察、保護中の子どもの生活環境(生活、食事、健康管理、教育・学習支援等)等について記載。

## Ⅳ 委託一時保護

委託一時保護の考え方、手続等について記載。

## V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

一時保護において子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行えるよう、初期から解除時までの一時保護における 各段階における対応、性被害を受けた子ども等特別な配慮が必要な子どもに対するケア、ケアを通じたアセスメントに関 する事項、留意事項等について記載。

# 奈良市児童相談所等のあり方検討会議の概要

## 1. 奈良市児童相談所等のあり方検討会議 参加者

					(敬称略、五十音順)
	氏名	分野	性別	現職	経歴 等
1	うえだ しょういち 上田 庄一	元職員・学識経験者	男	畿央大学 非常勤講師	奈良県子どもを虐待から守る審議会 委員 元 高田児童相談所長
2	くぼ じゅり 久保 樹里	元職員•学識経験者	女	大阪歯科大学 医療保健学部講師	元 大阪市こども相談センター 児童福祉司
3	しん てじゅん 慎 泰俊	研究者	男	NPO法人 Living in Peace	子どもの権利擁護・貧困について
4	すがの みちひで 菅野 道英	臨床心理士・元職員	男	そだちと臨床研究会 代表	前 滋賀県彦根子ども家庭相談センター所長 元 厚生労働省 児童虐待防止対策のあり方専門委員会 委員
5	たなべ みき 田辺 美紀	弁護士	女	松柏法律事務所 弁護士	奈良市被虐待児童対策地域協議会代表者会議 委員 奈良市児童虐待重症事例検証会議構成員

_		
	マシェスクスド	は市児童相談所等のあり方検討会議
	1 和まじの家内	2015年14日談門第1009月7棵副条識。
		ペ・1~ / 〇 二二   日

<b>∠</b> .	しれるしの示。	スリンし主作の火	リセンのシンノンス			
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
日時	平成30年 2月14日(水)	平成30年 5月30日(水)	平成30年 8月28日(火)	平成30年 11月5日(月)	平成31年 2月18日(月)	令和2年 1月31日(金)
議題	(1)奈良市の状況報告 (2)奈良市児童相談所設置について (3)県との協議と職員派遣研修について	(1)奈良市児童相談所 について (2)一時保護所について	(1)一時保護について (2)人材確保および育成や組織体制について (3)社会的養育について	(1)(仮称)奈良市子ども センターについて (2)奈良市児童相談所 設置計画について	(1)奈良市児童相談所設置基本計画(案)について(2)奈良市児童相談所設置について	(1)奈良市児童相談所設置の現状について(報告) (2)奈良市児童相談所設置基本計画の改訂について

※会議における意見概要は市のホームページに掲載しております。

奈良市児童相談所等のあり方検討会議開催要領

(趣旨)

第1条 児童福祉法第12条、第59条の4、および児童福祉法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づき、本市における児童相談所等のあり方を検討するに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市児童相談所等のあり方検討会議(以下「検討会議」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

- 第2条 検討会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。
- (1) 児童相談所の運営に関すること。
- (2) 一時保護所の運営に関すること。
- (3) 人員確保・人材育成・人員配置に関すること。
- (4) その他児童相談所のあり方や子ども家庭支援に関し、市長が意見を求める必要があると認める事項。

(参加者)

- 第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、検討会議への参加を求めるものとする。
- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して検討会議への参加を求める ものとする。

(運営)

- 第4条 検討会議の参加者は、その互選により検討会議を進行する座長を定めるものとする。
- 2 市長は必要があると認めるときには、検討会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

- 第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することが出来る。
- 2 市長は、検討会議の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるもの とする。

(開催期間)

第6条 検討会議の開催期間は、3年間を目途とする。

(庶務

第7条 検討会議の庶務は、子育て相談課児童相談所設置準備室において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、平成29年10月11日から施行する。